



ALL STARS | 製造・販売業

事業賠償・費用総合保険

AIG 損保

製造・販売業を取り巻く
多様化するリスクを
包括的に補償します。

事業賠償・費用総合保険

2022.6版

2022年9月1日以降保険始期契約用

3つの特長

1

貴社のニーズに合わせたご契約プランの選択が可能

国内賠償、海外賠償、生産物品質補償を1つの証券でご加入いただけます。
さらにご契約プランや各種オプション特約を選択いただくことにより、貴社のニーズに合わせたプラン選択が可能です。

2

貴社の事業にかかるリスクを幅広く補償

国内賠償では、貴社が事業活動を行うなかで、偶然発生した対人・対物事故から財物の損壊を伴わない使用不能によるリスクや業務に伴う権利侵害または不当行為によるリスクまで、幅広い賠償リスクを補償します。
また、製造業E&O（業務過誤）、サイバーリスクに対する補償などさまざまなオプション特約もセットすることができます。

3

海外リスクにも対応

通信販売（EC・電子商取引）の普及により、海外で製品事故が起きるリスクが増大しています。
海外輸出品によって起きた製品事故から、海外視察など現地での業務遂行中に起きた事故まで幅広く補償します。
AIGが誇るグローバルネットワークで、新たに海外進出をされる企業のみなさまにも安心をご提供します。

CONTENTS

はじめに	01	生産物品質補償	17
国内賠償	03	オプション特約（生産物品質補償）	19
オプション特約（国内賠償）	08	ご契約の方法	21
オプション特約（国内賠償 サイバーリスクの補償）	12	ご契約の条件等	22
海外賠償	13	用語のご説明	28
オプション特約（海外賠償）	16		

貴社のニーズに合わせて、補償をお選びいただけます。

1 | 国内賠償

基本補償

<input checked="" type="checkbox"/> P3 業務遂行・施設 リスク 	<input checked="" type="checkbox"/> P5 生産物・完成作業 リスク 	<input checked="" type="checkbox"/> P7 人格権・宣伝侵害 リスク
--	---	---

オプション特約

<input checked="" type="checkbox"/> P8 製造業E&O （業務過誤） 	<input checked="" type="checkbox"/> P8 ブランドイメージ 回復費用補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P8 対物超過費用補償 増額 	<input checked="" type="checkbox"/> P9 リコール補償拡張 	<input checked="" type="checkbox"/> P9 生産物・仕事の目的物 損壊補償
<input checked="" type="checkbox"/> P10 国外流出生産物 危険補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P10 食中毒・特定感染症 損害補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P11 受託物損害補償増額 	<input checked="" type="checkbox"/> P11 使用者賠償責任補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P11 個人被保険者用

2 | 国内賠償 サイバーリスクの補償

オプション特約

<input checked="" type="checkbox"/> P12 個人情報漏洩補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P12 サイバー攻撃対応 費用補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P12 セキュリティ 賠償責任補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P12 企業情報漏洩 賠償責任補償
---	---	---	---

3 | 海外賠償

基本補償

<input checked="" type="checkbox"/> P14 業務遂行・施設 リスク 	<input checked="" type="checkbox"/> P15 生産物・完成作業 リスク 	<input checked="" type="checkbox"/> P16 米国・カナダ追加 補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P16 作業対象物損壊 補償
---	--	---	--

オプション特約

4 | 生産物品質補償

基本補償

<input checked="" type="checkbox"/> P18 基本補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P19 予防的措置としての 行政指示による回収補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P19 根拠のない報道による 回収事故補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P20 かび・腐敗等一部 補償 	<input checked="" type="checkbox"/> P20 輸出生産物補償
---	---	---	---	--

はじめに
国内賠償
オプション特約（国内賠償）
オプション特約（海外賠償）
海外賠償
オプション特約（海外賠償）
生産物品質補償
オプション特約（生産物品質補償）
ご契約の方法
ご契約の条件等
用語のご説明

製造・販売業務の遂行・施設の管理による対人・対物事故、財物の損壊を伴わない使用不能損害の補償

＜業務遂行・施設リスク＞

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中断について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社の所有・使用・管理する施設に起因する偶然な事故
- ② 貴社のすべての仕事の遂行に起因する偶然な事故



販売した製品の納入・設置時に、客先の事務所の窓ガラスを破損してしまっ



仕事で銀行に行く途中に自転車で歩行者に衝突し、大ケガをさせてしまった。



店舗で爆発事故が発生し、隣接店舗の建物などを損壊させなかったものの、営業を妨げて休業損失を発生させてしまった。

業務遂行・施設リスクについては、被保険者相互間の対物事故も補償します。ただし、記名被保険者が所有・借用・保管する財物等、一部を除きます。

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者への見舞費用、被害者治療等費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用 など

構内専用車に起因する損害も補償します

(施設内にある間または施設外において仕事に付随する積み込み・積卸し等の作業を行っている間に限り) 構内専用車危険補償対象外特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ② 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③ 環境汚染または汚染物質の処理に要した費用の支出※1
- ④ 専門職業業務の遂行
- ⑤ 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ⑥ 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- ⑦ 航空機・自動車※2または施設外における船舶・車両・動物の所有、使用または管理
- ⑧ ちり・ほこりまたは騒音
- ⑨ 記名被保険者の業務に従事する者が被った身体の障害に対して負担する賠償責任
- ⑩ 地下工事、基礎工事、掘削工事に伴う土地の沈下・隆起・移動・振動・土砂崩れによる土地の工作物・収容物・植物・土地の損壊、使用不能、地下水の増減または汚損
- ⑪ 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任※3
 - 被保険者が借用・保管(占有)する財物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分
- ⑫ 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能

※1 不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。
 ※2 構内専用車および建設用工作車を除きます。ただし、次に掲げる間に生じた事故に起因する保険事故に限り、ア. 構内専用車については、施設内にある間または施設外において仕事に付随する積み込み・積卸し等の作業を行っている間、イ. 建設用工作車については、施設内または工事場内にある間
 ※3 一部、自動セットされる補償で補償されます。

など

自動セットされる補償

※特に記載がない場合は、業務遂行・施設リスクの支払限度額、自己負担額が適用されます。

対物超過復旧費用補償

他人の財物の損壊について修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。

支払限度額	被害者1名※につき10万円(1世帯につき10万円)、1事故100万円 ※被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
-------	---

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

対物超過費用補償増額特約

支払限度額を増額し、被害者1名につき30万円(1世帯につき30万円)、1事故300万円とします。

◆詳細は8ページ参照

作業対象物損壊補償

貴社の業務遂行中、作業現場内における仕事の対象物のうち、直接作業が加えられていた部分(他人が所有するものに限り)に生じた損壊による賠償責任を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合

- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- 通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等

支払限度額	作業対象物損壊補償の支払限度額
-------	-----------------

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

作業対象物損壊補償対象外特約

など



販売したエアコンの取付けのために壁にパイプ穴を開けていたところ、バランスを崩して大きな穴を開けてしまった。

国外での保険事故一部補償

貴社が日本国外で一時的に行う商談等の営業業務の遂行に起因する対人・対物事故による賠償責任を補償します。

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
-------	------------------

次の特別約款をセットすることにより、補償を拡大することができます。

海外賠償(海外事業総合賠償責任保険特別約款)

被保険者の海外における業務の遂行(営業活動・自社製品の設置作業など)、海外対象施設の所有・使用・管理に起因する賠償責任を補償します。

◆詳細は14ページ参照



海外で商談中に、商談先の事務所の備品を破損してしまっ

受託物損害補償

貴社が借用または保管(占有)する受託物の損壊・紛失・盗取・詐取について負担する賠償責任を補償します。

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人もしくは親族が行い、または加担した受託物の盗取・詐取
 - 受託物が貸主または寄託者に引き渡された日から30日を経過した後(構内専用車、建設用工作車等は引き渡された後)に発見された受託物の損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取
 - 不動産※1、航空機、自動車※2、銃器、船舶、動物または植物の損壊、紛失または盗取・詐取
- ※1 期間を定めて行う展示会、見本市その他のイベント等のために借用する不動産を除きます。
 ※2 構内専用車、建設用工作車等を除きます。

など

支払限度額	1事故・保険期間中100万円 ※現金・貴重品:1名につき5万円、1事故につき15万円、保険期間中100万円
-------	--

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

受託物損害補償対象外特約

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

受託物損害補償増額特約

支払限度額を増額します。

◆詳細は11ページ参照

製造・販売した製品または仕事の結果による対人・対物 事故、財物の損壊を伴わない使用不能損害の補償

<生産物・完成作業リスク>

次のような対人・対物事故について、または財物の損壊を伴わない使用不能による逸失利益や事業の中断について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社が製造または販売した製品・商品(生産物)に起因する偶然な事故
- ② 貴社が行った仕事の結果に起因する偶然な事故



製造・販売した製品の欠陥により、使用していた消費者がケガをしてしまった。



販売した機械を設置した際の配線ミスにより、客先の工場で火災が発生してしまった。



製造した産業用機械を販売設置した後に、機械がショートして壊れてしまった。他に壊れたものは無かったものの、ラインを止めてしまったために営業損失を請求された。

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者への見舞費用など被害者対応に要する費用
- 汚染浄化費用や原因調査費用、協力費用などその他の事故対応に要する費用

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ② 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③ 環境汚染または汚染物質の処理に要した費用の支出*
- ④ 専門職業務の遂行
- ⑤ 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ⑥ 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- ⑦ 回収措置を講じるために要した費用
- ⑧ 被保険者の故意・重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑨ 生産物または仕事の結果自体に発生した損害について負担する賠償責任
- ⑩ 生産物または仕事の結果の設計または開発上の欠陥により、生産物または仕事の結果が記名被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任
- ⑪ 他人の財物を紛失することまたは盗取・詐取されることに起因する財物の使用不能
- ⑫ 販売人が生産物に組立、加工、修理、点検、洗浄等の作業を加えたことに起因する賠償責任
- ⑬ 販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任
- ⑭ 生産物の販売、取扱いまたは供給において、販売人が通常行う検査、調整その他の業務を実施したこと、またはしなかったことに起因する賠償責任

など

* 不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。

自動セットされる補償

※特に記載がない場合は、生産物・完成作業リスクの支払限度額、自己負担額が適用されます。

対物超過復旧費用補償

他人の財物の損壊について修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。

支払限度額	被害者1名※につき10万円(1世帯につき10万円)、1事故100万円 ※被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
-------	---

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

対物超過費用補償増額特約

支払限度額を増額し、被害者1名につき30万円(1世帯につき30万円)、1事故300万円とします。

◆詳細は8ページ参照

リコール限定費用補償

貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)による対人・対物事故(生産物の損壊は含みません。)が日本国内で発生した場合に、貴社製品・商品のリコールにかかる次の損害を補償します。

- ① 貴社が回収等を行ったことによるリコール限定費用
- ② 第三者の回収実施者が行った回収等により生じるリコール限定費用に対する賠償責任

保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意・重大な過失による法令違反または各種義務違反
- 生産物の自然の消耗または蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、さび、汗ぬれ等
- 被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物の不適正な使用または不適切な維持・管理

など

支払限度額	1事故・保険期間中500万円	自己負担額	1事故5万円
-------	----------------	-------	--------

次の特約をセットすることにより、補償を対象外にすることができます。

リコール補償対象外特約

次の特約をセットすることにより、補償を拡大することができます。

リコール補償拡張特約

対人・対物事故の発生のおそれがある場合も支払い対象となり、費用の種類も拡大、支払限度額も選択できます。

◆詳細は9ページ参照

国外での保険事故一部補償

日本国内に住所を有する者が貴社の製品・商品(生産物)を自己使用の目的をもって一時的に日本国外に持ち出している間に生じた対人・対物事故による賠償責任を補償します。

次の特別約款をセットすることにより、補償を拡大することができます。

海外賠償 (海外事業総合賠償責任 保険特別約款)

被保険者が海外に輸出する生産物、海外における仕事の結果に起因する賠償責任を補償します。

◆詳細は15ページ参照



製造・販売したドライヤーを購入した消費者が海外旅行に持参。使用中に発火して、やけどを負ってしまった。

業務に伴う人格権・宣伝侵害行為による リスクの補償

<人格権・宣伝侵害リスク>

次のような人格権・宣伝侵害行為により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 不当な身体拘束による他人の自由または名誉の侵害
- ② 口頭、文書等によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷
- ③ 広告宣伝による他人の著作権の侵害等



パンフレットで使用したイラストが著作権を侵害したとして訴えられた。



来店客を万引き犯と誤認して、公衆の面前で拘束してしまった。

■ お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用など訴訟等に要する費用
- 緊急対応費用や被害者への見舞費用など被害者対応に要する費用
- 協力費用などその他の事故対応に要する費用

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ② 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③ 被保険者によって、または被保険者の了解、同意、指図に基づいて、被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失による行為を除きます。)
- ④ 採用、雇用または解雇に関して行われた人格権・宣伝侵害行為
- ⑤ 最初の人格権・宣伝侵害行為が保険期間開始日より前に行われ、その後も継続または反復して行われた人格権・宣伝侵害行為
- ⑥ 広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者により業務の遂行として行われた人格権・宣伝侵害行為
- ⑦ 保険期間終了後、1年以上経過した後に発見された人格権・宣伝侵害行為

など

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設 生産物・完成作業

✓ 製造業E&O(業務過誤)特約

次の事由に起因して他人に生じた逸失利益または事業の中断による損害につき、被保険者が負担する賠償責任を補償します*1。

- ① 生産物の欠陥
- ② 生産物の仕様等で意図された効能または性能を発揮できなかったこと
- ③ 納期遅延*2

*1 ①②については生産物・完成作業リスクを補償対象としている場合、③については業務遂行・施設リスクを補償対象としている場合に補償対象となります。

*2 施設における火災・破裂・爆発の発生、不測かつ突発的な事由による製造設備等の損壊または物理的な機能停止、施設における労働災害事故によるものに限りま。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
自己負担額	1事故10万円

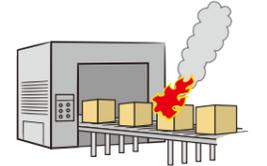
■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 生産物または納品予定生産物の自然の消耗または蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等
- 被保険者の親会社、子会社または関連会社に与えた損害
- 被保険者の占有を離れる前の生産物の①または②による事故
- 納品予定生産物について定められている納期から24時間以内の遅延

など

■ 事故例

- 貴社が製造した部品を精密機械メーカーに納品したところ、そのメーカーの検査において、部品に品質不良があり、使用すると発火のおそれがあることが発覚した。
部品交換のため出荷できなかったとして、精密機械メーカーから逸失利益を請求された。
- 貴社が新製品である冷凍食品用の具材を製造中、電気配線からの漏電により工場内で火災が発生し、納品予定であった具材が焼失したことにより、納品が大幅に遅延した。新製品の販売機会を逸したとして、冷凍食品メーカーから逸失利益を請求された。



業務遂行・施設 生産物・完成作業

✓ ブランドイメージ回復費用補償特約

対人・対物事故*が発生したことにより、貴社のブランドイメージが毀損(きそん)することを防止するために、または毀損(きそん)したブランドイメージを回復させるために、貴社が直接負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。

*使用者賠償責任補償特約がセットされている場合は、その特約で補償される従業員の身体の障害を含みます。

- ① 謝罪広告掲載費用
- ② 再発防止対策費用
- ③ マスメディア対応費用
- ④ 広告宣伝活動費用
- ⑤ コンサルティング費用

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円
自己負担額	なし

業務遂行・施設 生産物・完成作業

✓ 対物超過費用補償増額特約

他人の財物の損壊について修理費用(財物を再取得するための費用を上限とします。)が財物の時価額を超えた場合のその超過額を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	被害者1名*につき30万円(1世帯につき30万円)、1事故300万円 *被害者が法人の場合は、1法人につきとします。
自己負担額	なし

オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
セッティングすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

生産物・完成作業

リコール補償拡張特約

貴社が製造・販売した製品・商品(生産物)に起因する対人・対物事故(生産物の損壊は含みません。)が発生した場合、またはそのおそれ^{※1}がある場合に、日本国内の貴社製品・商品のリコールにかかる次の損害を補償します。

- ①貴社が回収等を行ったことによるリコール費用^{※2}
- ②第三者の回収実施者が行った回収等により生じるリコール費用に対する賠償責任

- ※1 次のいずれかの事由により客観的に明らかになった場合に限り、
 ①被保険者または第三者の回収実施者による行政庁に対する届出または報告等
 ②被保険者または第三者の回収実施者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告
 ③回収等の実施についての行政庁の命令
- ※2 リコール限定費用に加えて次の費用を含みます。
 ①生産物が回収生産物か否かまたは欠陥の有無について確認するための費用
 ②回収生産物に対する次に掲げるいずれかの費用
 ア.回収生産物の修理費用
 イ.代替品の製造原価または仕入原価
 ウ.回収生産物と引換えに返還するその生産物の対価
 ③信頼回復広告費用
 ④在庫品廃棄費用
 ⑤コンサルティング費用
 ⑥回収生産物の購入者または使用者を特定するために第三者にデータ提供を依頼するための費用
 ⑦第三者の回収実施者が行った回収等につき被保険者に対してなされた損害賠償請求において紛争が生じた場合の争訟費用

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、2,000万円から選択
自己負担額	1事故につき支払限度額の1%(5万円、10万円、20万円)

■ 事故例

製造した折りたたみ椅子の溶接部分に不良があり、部品が外れてケガをするおそれがあることが判明したため、リコールをおこなった。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者の故意・重大な過失による法令違反または各種義務違反
- 生産物の自然の消耗またはかび、腐敗、変色等
- 被保険者の占有を離れた後に、被保険者以外の者によって行われた生産物の不適正な使用または不適切な維持・管理

など

生産物・完成作業

生産物・仕事の目的物損壊補償特約

生産物・完成作業リスクに起因して対人・対物事故または財物の損壊を伴わない使用不能が発生した場合において、その生産物・仕事の目的物そのものの損壊について負担する賠償責任を補償します。

※生産物・完成作業リスクで弊社が損害賠償金に対して保険金を支払った場合に限り、

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円から選択
自己負担額	なし

■ 事故例

販売したエアコンの設置に伴う配線工事の施工ミスにより、引渡し後に火災が発生した。室内の壁面のほか、仕事の目的物であるエアコンも損壊してしまった。



生産物・完成作業

国外流出生産物危険補償特約

貴社が日本国内における使用・消費を目的として販売・供給した製品・商品(生産物)が、被保険者以外の者によって日本国外に持ち出され、日本国外で対人・対物事故が発生した場合における賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中500万円、1,000万円、1億円から選択
自己負担額	生産物・完成作業リスクの自己負担額

■ 事故例

国内で販売した菓子を外国人旅行客が海外へ持ち出し、食中毒事故が発生した。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者以外の者が日本国外へ販売・供給するために、被保険者とその被保険者以外の者との間で定めた仕様・規格等に基き製造・販売・供給した生産物
- 保税免税店(Duty Free Shop)を営む場合において、その業務により販売または供給した生産物
- 次に掲げる生産物
 - 医療用機械器具・資材、医薬品
 - 航空機・自動車・鉄道車両・船舶またはこれらに使用される材料・部品等
 - たばこ

など

次の特別約款をセッティングすることにより、補償を拡大することができます。

海外賠償(海外事業総合賠償責任保険特別約款)

被保険者が海外に輸出する生産物、海外における仕事の結果に起因する賠償責任を補償します。

◆詳細は15ページ参照

生産物・完成作業

食中毒・特定感染症損害補償特約

- ①貴社が製造・販売・提供した食品による食中毒、貴社の施設内で食中毒やエボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう等の感染症が発生したことにより営業が休止・阻害された場合に生じた喪失利益・収益減少防止費用を補償します。

※所轄保健所長に届出のあったものに限り、

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	ご契約時に設定する金額
自己負担額	ご契約時に設定する金額
補償期間	10日、15日、20日、1か月、2か月、3か月から選択

■ 事故例

店舗で販売した食品が原因で食中毒が発生してしまい、店舗の営業停止を余儀なくされてしまった。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意・重大な過失による法令違反
- 地震、噴火、津波、高潮または洪水
- 脅迫・恐喝等の目的で行われる被保険者の営業に対する妨害行為

など

- ②貴社の施設が指定感染症^{※1}の原因となる病原体に汚染された、またはその疑いがある場合で、感染症予防法^{※2}の規定に基づく保健所等からの消毒その他の措置の命令等を受けた場合に、緊急措置見舞金をお支払いします。緊急措置見舞金の額は、1施設あたり1事故につき10万円とし、同一施設の事故につき保険期間中1回を限度とします。

なお、緊急措置見舞金の総額は、保険期間中30万円を限度とします。

※1 感染症予防法^{※2}第6条(定義等)第8項に規定する感染症をいい、新型コロナウイルス感染症(令和3年2月13日施行の改正感染症予防法^{※2}第6条(定義等)第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症のうち、同項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。)

※2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)をいいます。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- ①の保険金をお支払いできない主な場合に記載の事由
- 保険期間開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故に伴い、被保険者に生じる経済的負担。ただし、この保険契約が継続契約である場合を除きます。

など

オプション特約(国内賠償)

貴社の事業形態やご要望に応じてオプション特約を選択していただけます。
 セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設

受託物損害補償増額特約

貴社が借用または保管(占有)する受託物の損壊・紛失・盗取・詐取について負担する賠償責任を補償します。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中:500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円から選択 ※現金・貴重品:1名につき5万円、1事故につき15万円、保険期間中につき上記で選択する金額が1,000万円のいずれか低い金額
自己負担額	業務遂行・施設リスクの自己負担額(対物)

■ 事故例

店舗で預かった来店客のハンドバッグを紛失してしまいました。



■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者または被保険者の代理人もしくは親族が行い、または加担した受託物の盗取・詐取
- 受託物が貸主または寄託者に引き渡された日から30日を経過した後(構内専用車、建設用工作車等は引き渡された後)に発見された受託物の損壊または一部の紛失もしくは盗取・詐取
- 不動産※1、航空機、自動車※2、銃器、船舶、動物または植物の損壊、紛失または盗取・詐取

など

※1 期間を定めて行う展示会、見本市その他のイベント等のために借用する不動産を除きます。
 ※2 構内専用車、建設用工作車等を除きます。

業務遂行・施設

使用者賠償責任補償特約

貴社の従業員や下請負人の従業員の業務中の労災事故について負担する賠償責任を補償します。

※政府労災の給付が決定された場合に補償します。
 ※政府労災、自賠責保険、災害補償規定や法定外補償保険等により支払うべき金額がある場合は、その上乗せ補償となります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1名・1事故・保険期間中5,000万円または1億円から選択
自己負担額	なし

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者、被保険者、事業場責任者の故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 風土病や職業性疾病による身体の障害

など

業務遂行・施設

個人被保険者用特約

貴社が行う社会貢献活動※のボランティアまたは貴社の仕事を無報酬で手伝うボランティアを被保険者に追加し、社会貢献活動中または仕事の手伝い中に発生させた対人・対物事故等により被保険者が賠償責任を負担することによる損害を補償します。

※一般市民とともにまたは一般市民を対象として行う環境保全、清掃美化、啓蒙、災害復旧の活動または地域の催事への参加等をいいます。

■ 事故例

貴社が行う森林保護活動において、参加者が誤って木を倒し、別の参加者にケガをさせました。



オプション特約(国内賠償 サイバーリスクの補償)

個人情報漏洩補償特約

貴社が日本国内で行う仕事のために所有、使用または管理する個人情報の漏洩が発覚した場合に、貴社が負担する危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用に対して、保険金をお支払いします。また、個人情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円、3,000万円、5,000万円から選択 ※危機管理コンサルティング費用は500万円限度、危機管理実行費用はこの特約の支払限度額の10%限度 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用の支払限度額は、この特約の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1事故10万円 ※危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、自己負担額はありません。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 身体の障害または財物の損壊、紛失もしくは盗取・詐取(財物の紛失または盗取・詐取に起因した個人情報漏洩は補償の対象)
- 履行遅滞または履行不能
- 日本国外でなされた損害賠償請求

など

メール誤送信

顧客の個人情報が記載されたデータファイルを、誤って外部にメール送信してしまった。



サイバー攻撃対応費用補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有または使用するコンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのセキュリティ事故により、貴社が被害状況の把握、証拠の保全・調査、被害拡大防止の初期対応に要した費用(注)に対して、保険金をお支払いします。

(注)セキュリティ事故が発覚した日より30日以内に発注され、調査などに着手した日から90日以内に発生した費用に限りです。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中1,000万円 ※個人情報漏洩補償の支払限度額に含まれます。
-------	--

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間の開始日前に発覚したセキュリティ事故



ECサイトが不正アクセスされていると取引先から通報を受け、パソコンの解析を行ったところ高額の費用が発生した。

セキュリティ賠償責任補償特約

貴社が日本国内で遂行する仕事のために所有、使用または管理するコンピュータシステムに対してなされた不正アクセス、標的型メール攻撃(悪性コードの送付)、DoS攻撃などのセキュリティ事故により、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注)この特約はサイバー攻撃対応費用補償特約をセットした場合に選択できます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	個人情報漏洩補償と同額 ※個人情報漏洩補償の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1請求10万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 遡及日の前日以前に発生したセキュリティ事故
- 日本国外でなされた損害賠償請求

企業情報漏洩賠償責任補償特約

貴社が日本国内で行う仕事のために所有、使用または管理する取引先などの企業秘密等の企業情報を漏洩したことにより、被保険者が損害賠償請求された場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	個人情報漏洩補償と同額 ※個人情報漏洩補償の支払限度額に含まれます。
自己負担額	1事故10万円

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 派遣労働者が派遣先で行った行為
- 日本国外でなされた損害賠償請求

はじめに

国内賠償

オプション特約
(国内賠償)

オプション特約
(国内賠償)

海外賠償

オプション特約
(海外賠償)

生産物品質補償

オプション特約
(生産物品質補償)

ご契約の方法

ご契約の条件等

用語のご説明

※サイバー攻撃対応費用補償特約、セキュリティ賠償責任補償特約、企業情報漏洩賠償責任補償特約は、個人情報漏洩補償特約をセットした場合に選択していただけます。

海外賠償の特徴

海外賠償の補償では、製造・販売・飲食業を営む企業の皆さまの海外におけるビジネス展開に伴う賠償リスクをまとめて補償します。国内賠償では補償されない海外賠償リスクへの備えを提供します*。

1 貴社の海外ビジネスにかかる賠償リスクを幅広く補償!

貴社の海外における施設の所有・使用・管理、業務の遂行および輸出した生産物による対人・対物事故に対する賠償リスクを補償します。

2 賠償事故の解決に必要な各種費用を補償!

事故が発生した場合における弁護士費用や施設内の対人事故に対する治療費用、貴社が直接生産物の回収を行う場合の回収費用など、事故に伴う各種費用を補償します。

3 貴社のニーズに合わせたご契約プランを簡単に!

米国・カナダにおける事故の補償などオプション特約のセットや支払限度額の選択により、貴社のニーズに合わせたご契約プランを簡便な手続きで設定可能です。

※海外賠償の補償は、単独でもご加入いただけます。

主な対象業種

飲食料品、繊維・繊維製品、木製品・家具、化粧品、プラスチック・ゴム製品、金属材料・部品、家庭用電気機械器具、一般産業用・事務用・サービス用機械器具、通信・電子機械器具、生活雑貨・事務用品などの製造・卸売・小売業

※業種や製品の種類によって、海外賠償ではお引き受けできない場合があります。詳細は、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

※建設業、ビルメンテナンス業は対象外です。

海外リスクを補償する他の補償/特約との違い

海外進出は企業にとって事業拡大の大きなチャンスである一方、日本とは異なる法律や規制・社会・慣習などにより、様々なリスクを伴います。

AIG損保では、企業の海外進出の段階に応じたソリューションをご提供いたします。

ステージ 1 《国内事業のみ》	海外出張、日本人旅行者の海外での貴社製品の使用、海外観光客のお土産や部品として組み込まれた完成品が海外に流出する可能性がある企業	国内賠償 (国外での保険事故一部補償) 国外流出生産物危険補償特約
ステージ 2 《海外進出を検討中》	海外出張や海外展示会への出展、越境EC(電子商取引)をご検討されている企業	海外賠償
ステージ 3 《海外進出初期》	製品の海外輸出や越境EC(電子商取引)、商談などのための海外出張を日常的に行う企業	海外賠償

より本格的な海外ビジネスを展開されている企業の皆さま向けに、弊社では、海外PL保険やWorldRisk®など英文約款を使用した商品*もご用意しています。

※お引き受けにあたっては、専用告知書や追加資料をいただき、引受審査が必要となります。

製造・販売業務の遂行・施設の管理による対人・対物事故についての補償

<業務遂行・施設リスク>

次の①または②によって保険期間中に対人・対物事故が発生し*¹、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

① 貴社の海外*²における業務の遂行(営業活動・自社製品の設置作業など)

② 海外対象施設の所有・使用・管理

*¹ 前保険契約が損害賠償請求ベースの保険契約である場合に限り、この保険契約の保険期間開始日の1年前の応当日からこの保険契約の保険期間開始時までの間に発生した事故も含まれます。詳細については約款をご確認ください。

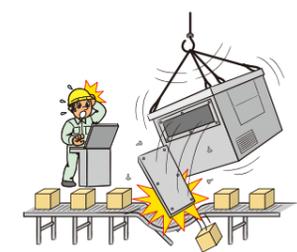
*² 対象となる国と地域については24ページの補償適用地域欄をご覧ください。



海外の展示会ブースへ商品を搬入中に来場者に怪我を負わせた。



海外の駐在員事務所から漏水し、階下の部屋に損害を与えた。



機械の設置作業中に物を落下させ納品先の製造ラインを破損させてしまった。

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用などの訴訟等に要する費用
- 損害防止費用、求償権保全費用、協力費用など損害の拡大防止や事故対応に要する費用
- 緊急措置費用や被害者治療等費用などの被害者対応に要する費用

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ② 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③ 環境汚染または汚染物質の処理に要した費用の支出*¹
- ④ 特定業務の遂行
- ⑤ 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ⑥ 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- ⑦ 航空機、自動車*²または銃器の所有、使用または管理
- ⑧ 海外対象施設外における船舶、車両または動物の所有、使用または管理
- ⑨ 記名被保険者の業務に従事する者が被った身体の障害に対して負担する賠償責任
- ⑩ 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任
 - 記名被保険者の子会社または関連会社が所有、賃借または占有する財物
 - 被保険者が借用・保管(占有)する財物
 - 仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類または材料、資材、装置その他部品類
 - 仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分

*¹ 不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。

*² 海外対象施設内で物の運搬その他の作業を行う自動車を除きます。ただし、自動車保険等の上乗せ補償となります。

など

製造・販売した製品または仕事の結果による 対人・対物事故についての補償

<生産物・完成作業リスク>

次の①～③によって保険期間中に対人・対物事故が発生し^{※1}、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによる損害を補償します。

- ① 貴社が海外^{※2}に輸出・販売した生産物
- ② 貴社が製造・販売した生産物のうち、国外流出生産物
- ③ 貴社が海外^{※2}において行った仕事の結果

※1 前保険契約が損害賠償請求ベースの保険契約である場合に限り、この保険契約の保険期間開始日の1年前の応当日からこの保険契約の保険期間開始時までの間に発生した事故も含みます。詳細については約款をご確認ください。
 ※2 対象となる国と地域については24ページの補償適用地域欄をご覧ください。



輸出した飲料に含まれていた成分が
身体に悪影響を及ぼした。



携帯電話(完成品)メーカーへ納入した
自社バッテリー(部品)が海外で液漏れを起こし、
携帯電話の発火により、火災が発生した。



海外で販売した製品の欠陥による
火災事故が発生したため、
同じロットの製品回収を直接行った。

お支払いする保険金

- 被害者に支払う損害賠償金
- 争訟費用や訴訟対応費用などの訴訟等に要する費用
- 損害防止費用、求償権保全費用、協力費用など損害の拡大防止や事故対応に要する費用
- 緊急措置費用などの被害者対応に要する費用
- 対人・対物事故が発生した場合に貴社が直接行う回収等に要するリコール費用

など

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の天災
- ② 石綿またはその代替物質等の発がん性およびその他の有害な特性
- ③ 環境汚染または汚染物質の処理に要した費用の支出[※]
- ④ 特定業務の遂行
- ⑤ 他人との損害賠償に関する特別の約定または合意により加重された賠償責任
- ⑥ 被保険者が直接的に関与または加担して、その父母、配偶者、子その他親族に対して与えた損害について負担する賠償責任
- ⑦ 被保険者の故意・重大な過失により法令に違反して製造・販売した生産物、行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ⑧ 生産物または仕事の結果自体に発生した財物の損壊について負担する賠償責任
- ⑨ 生産物または仕事の結果が記名被保険者の意図した効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任
- ⑩ 次に掲げる生産物に起因する賠償責任
 - 医療用機械器具、医療用資材、医薬品またはこれらに使用される原材料、部品もしくは成分
 - 航空機またはこれらに使用される材料、資材、装置、もしくは部品類
 - 鉄道車両、船舶、自動車またはこれらに使用される材料、資材、装置もしくは部品類(駆動、走行、運航、制御、安全、救命にかかわるものに限り、)
 - チャイルドシート、ベビーカーまたはベビーベッド等の幼児用家具
- ⑪ 販売人が生産物に作業を加えたことに起因する賠償責任
- ⑫ 販売人が生産物の適合性、品質、耐久性、性能または効用を維持できなかったことに起因する賠償責任
- ⑬ 販売人の施設内で生じた身体の障害または財物の損壊に対して負担する賠償責任

など

※不測かつ突発的に汚染物質が流出等した場合を除きます。

貴社の事業形態やご要望に合わせてオプション特約を選択していただけます。
 セットすることができる基本となる補償は **業務遂行・施設** **生産物・完成作業** で表示しています。

業務遂行・施設 生産物・完成作業

✓ 米国・カナダ追加補償特約

基本となる補償の補償適用地域(日本国、アメリカ合衆国およびカナダを除く全世界)を拡大し、日本国を除く全世界を補償対象とします。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中 1億円 ※この限度額は業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額に含まれます。
自己負担額	設定しません。



業務遂行・施設

✓ 作業対象物損壊補償特約(海外)

貴社の業務遂行中、作業現場[※]内における仕事の対象物(他人が所有するものに限り、)のうち、直接作業が加えられていた部分に生じた損壊による賠償責任を補償します。

※被保険者が主たる仕事を行っている場所で、被保険者が所有または借用する施設以外の場所をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故・保険期間中 500万円 ※この限度額は業務遂行・施設リスクの支払限度額に含まれます。
自己負担額	設定しません。

■ 事故例

自社で製造・販売した大型食品機械を、海外の客先の工場に設置する際、取り付け予定場所の床に大きな穴をあけてしまった。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

- 作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等
- 通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等



生産物品質補償の特徴

生産物品質補償は、食品、化粧品、医薬部外品等の製造・販売や飲食業を営む企業の皆さまが万一のリコール等によって被る損害をまとめて補償します。生産物に起因する賠償リスクの補償と組み合わせることにより、より手厚い備えを提供します※。

1 貴社の食品、化粧品、医薬部外品のリコール等にかかる損害を幅広く補償!

リコールに要する費用や喪失利益、検査分析や専門家相談費用等、生産物に異物混入等が生じた場合に生じる損害を幅広く補償します。

2 危機管理コンサルタントの活用による円滑な事故対応をサポート!

生産物に異物混入等が生じた場合に危機管理コンサルタントをご紹介し、リコール等による損害の補償とあわせたダブルサポートを提供することが可能です。

3 オプション特約のセットにより貴社のニーズに合わせたご契約プランを設定可能!

輸出等がある場合における海外でのリコール補償やその他各種オプション特約、支払限度額を選択することにより、貴社のニーズに合わせたご契約プランを設定できます。

※生産物品質補償は、単独でもご加入いただけます。

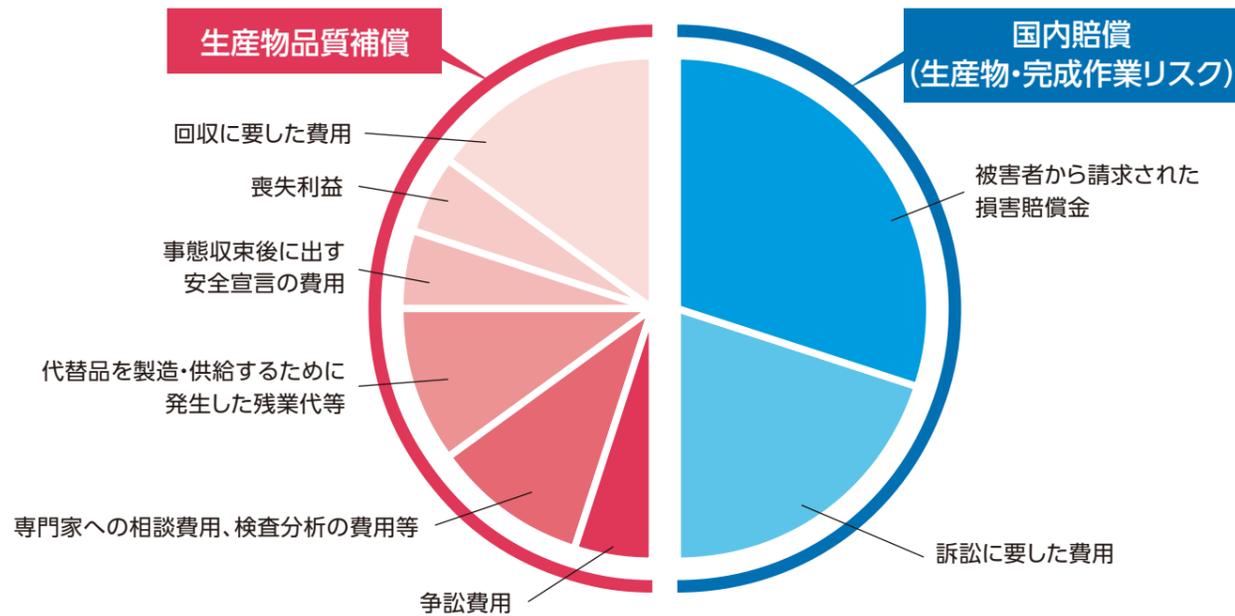
■主な対象業種

生産物品質補償は、主に以下のような企業の皆様にご加入いただけます。

- ① 食品、飲料品、化粧品、医薬部外品の製造・加工業者
- ② 食品、飲料品、化粧品、医薬部外品を扱う輸入販売業者、卸売業者、小売業者等
- ③ 飲食店

※食品、化粧品、医薬部外品以外の製品は、生産物品質補償ではお引き受けできません。

■生産物品質補償と国内賠償(生産物・完成作業リスク)による補償(概略)



※円グラフはリコール時に企業が被る損害をイメージ化したものです。

生産物品質補償 基本補償

生産物品質補償では、貴社が製造、販売または供給を行った生産物に発生した次の事故により、貴社に生じた損害を補償します※1※2。

第三者による異物混入事故	第三者(従業員を含みます。)の害意ある行為により、生産物に対して異物混入脅迫が行われた場合、または異物を混入されたもしくはそのおそれがある場合に保険金をお支払いします。
偶然な汚染事故	製品規格書等で含有を予定していない物質の混入や含有が禁止されている物質の混入等の偶然な異物混入、食品のポジティブリスト違反、食品への食中毒菌の混入が発生した場合に保険金をお支払いします。
生産物の容器・包装および表示の瑕疵による事故	賞味期限等の誤表示・表示漏れ、成分等の誤表示・表示漏れ・法令等に定めがある場合の表示順序の誤り、容器・包装とは異なる内容物の封入・梱包、健康被害を生じさせる容器・包装の瑕疵、容器・包装のポジティブリスト違反が発生した場合に保険金をお支払いします。

※1 第三者による異物混入事故を除き、生産物が正当な引渡し先に引き渡されるまでの過程において発生した事象に限りです。
 ※2 健康被害の有無にかかわらず保険金をお支払いします。ただし、生産物の摂取または使用の後7日以内に健康被害が発生していない場合は、行政機関への届出もしくは報告または新聞等への社告の掲載を行った場合に限り※3。
 ※3 偶然な汚染事故および生産物の容器・包装および表示の瑕疵による事故に限りです。



販売している菓子に毒物を混入したという脅迫電話があり、至急回収することになった。



提供した食材に黄色ブドウ球菌が見つかった。このままだと、お客さまが食中毒になりそうだ…



工場のラインで輪ゴムが誤って食品に紛れ込んだことが判明し、社告を掲載し、回収することになった。

■お支払いする保険金

- 生産物の回収、社告掲載、コールセンター設置、一時保管施設等に要する回収等費用
 - 広報・危機管理の専門家への専門家相談費用※
 - 事故の事実の確認・調査のための第三者機関による検査分析費用※
 - 事故発生後に事業活動を維持するための清掃、消毒等に要する事業活動維持費用
 - 安全対策や品質管理改善を実施した旨の宣伝・広告に要する安全宣言費用
 - 事故による売上高減少により生じる喪失利益
 - 回収等について第三者との争訟に要した争訟費用(生産物品質保険用)
- ※支払限度額(保険金額)の外枠でお支払いします。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険契約者または被保険者※の故意もしくは重大な過失
- 保険契約者または被保険者※の故意もしくは重大な過失による法令違反または各種義務違反
- 生産物の自然の消耗・その他類似の事由

※保険契約者または被保険者が法人である場合は、その役員をいいます。

など

オプション特約(生産物品質補償)

✓ 予防的措置としての行政指示による回収補償特約

被保険者の生産物に基本補償の対象となる事故は生じていないにもかかわらず、行政機関^{※1}が被保険者の生産物に対して回収、販売停止または廃棄を行う旨の命令、指示または要請を行った場合^{※2}に保険金をお支払いします。

※1 補償適用地域の行政機関をいいます。
 ※2 被保険者の生産物を原因として、使用製品に対して命令、指示または要請を行う場合を含みます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故かつ保険期間中につき、保険証券記載の1事故保険金額と1億円のいずれか低い額
縮小支払割合	保険証券記載の縮小支払割合
自己負担額	保険証券記載の自己負担額

■ 事故例

ある企業が外国から輸入した原材料に、日本では禁止されている添加物が使用されていたことが判明。貴社が輸入した原材料にもその可能性があるとのことで、行政機関から回収命令が出された。



✓ 根拠のない報道による回収事故補償特約

被保険者の生産物に基本補償の対象となる事故が発生していないにもかかわらず、事故が発生したという事実と異なる報道[※]もしくは政府・行政機関の発表がされた場合に保険金をお支払いします。

※報道機関による新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットを通じた報道をいいます。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故かつ保険期間中につき、保険証券記載の1事故保険金額と3,000万円のいずれか低い額
縮小支払割合	保険証券記載の縮小支払割合
自己負担額	保険証券記載の自己負担額

■ 事故例

貴社が製造販売しているチョコレートバーにプラスチックが混入しているという事実と異なる報道がされ、専門家への相談、検査等の対応を余儀なくされた。

■ 保険金をお支払いできない主な場合

● 保険契約者、被保険者またはその役員(退職者を含みます。)が発信または提供した情報による根拠のない報道によって生じた損害



など

✓ かび・腐敗等一部補償特約

次に掲げる事由に直接起因して、生産物または使用製品にかび・腐敗等が発生したことにより、被保険者が被る損害に対して保険金を支払います。

- ①かび・腐敗等の発生防止を目的とする生産物の容器・包装に関するシール不良・ピンホール等の瑕疵[※]。
- ②かび・腐敗等の発生防止を目的としてその生産物自体に使用を予定されていた防腐剤、脱酸素剤もしくはアルコール製剤等の封入漏れまたは添加漏れ[※]。

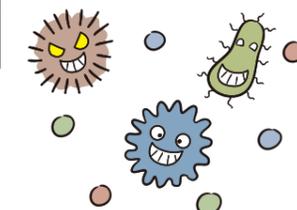
※ただし、生産物が正当な引渡し先に引き渡されるまでの過程において発生した事象に限ります。

■ 支払限度額・自己負担額

支払限度額	1事故かつ保険期間中につき、保険証券記載の1事故保険金額と3,000万円のいずれか低い額
縮小支払割合	保険証券記載の縮小支払割合
自己負担額	保険証券記載の自己負担額

■ 保険金をお支払いできない主な場合

● 被保険者の生産物の原材料にかび・腐敗等が発生していたことによって生じた損害



✓ 輸出生産物補償特約

次に掲げる生産物を補償対象に追加します。

- ①日本国から輸出または供給され、日本国外に所在する被保険者の生産物^{※1※2}
- ②日本国外から輸出または供給され、被保険者によって販売される日本国外に所在する生産物^{※1}

※1 日本国外における輸送途中を含みます。
 ※2 国外流出生産物を含みます。

■ 事故例

貴社が海外に輸出した化粧品に異物が混入していることが判明。回収等をおこなった。

※事前に当社所定の告知書等をご提出いただけます。



ご契約の方法 ご契約条件の設定、保険料の算出について

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

1 保険の対象となる施設、業務、生産物を確認します。

国内賠償では、原則として、日本国内における貴社のすべての施設、業務(仕事)、製品・商品(生産物)、仕事の結果による賠償リスクを対象とします。

海外賠償では、貴社の業務に起因して全世界(日本、アメリカ合衆国、カナダを除く)で発生する賠償リスクおよび海外対象施設、輸出生産物による賠償リスクを対象とします。

生産物品質補償では、貴社の食品、化粧品、医薬部外品等の生産物に生じた事故による損害を対象とします。

なお、オプション特約をセットすることにより、補償の対象を拡大することができます。

2 基本となる補償およびオプション特約を選択します。

この保険では、まず3つの基本となる補償からご希望の補償を選択していただき、それぞれについてご希望のオプション特約をセットしてお引き受けします。3つの基本となる補償は、それぞれそのオプション特約とともに単独での契約も可能です。具体的なお引受けについては、取扱代理店・扱者または弊社にご相談ください。

基本となる補償	オプション特約
国内賠償	製造業E&O(業務過誤)特約、個人情報漏洩補償特約 など
海外賠償	米国・カナダ追加補償特約、作業対象物損壊補償特約(海外) など
生産物品質補償	予防的措置としての行政指示による回収補償特約、かび・腐敗等一部補償特約 など

3 支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)を設定します。

基本となる補償について、支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)を設定します。

一部のオプション特約については、所定の支払限度額(保険金額)および自己負担額(免責金額)が適用されますのでご確認ください。

4 保険料の算出を行います。

基本となる補償	保険料の算出基礎、確認書類
共通	保険料の算出にあたっては、売上高を確認できる次のいずれかの書類をご用意ください。 ● 法人の場合:直近の会計年度(1年間)の損益計算書、法人事業概況説明書、有価証券報告書 ● 個人事業主の場合:青色申告決算書(青色申告の場合)、収支内訳書(白色申告の場合)、税務申告書類 なお、下記の算出基礎に基づき算出した保険料は確定保険料となりますので、保険期間終了時の保険料の精算は不要となります。 ※ただし、一部のオプション特約をセットした場合はこの限りではありません。
国内賠償	貴社の「業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。
海外賠償	業務遂行・施設リスク:貴社の「国内および海外における業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。 生産物・完成作業リスク:貴社の「海外における業務内容」および「直近の会計年度(1年間)の税込海外売上高」に基づき保険料を算出します。
生産物品質補償	貴社の「対象生産物の内容」および「対象生産物の直近の会計年度(1年間)の税込売上高」に基づき保険料を算出します。

1 適用される支払限度額(保険金額)・自己負担額(免責金額)

国内賠償

基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額は同額で設定します。

補償	支払限度額(保険金額)	自己負担額(免責金額)(1事故)
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用
生産物・完成作業リスク	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく生産物・完成作業リスクの自己負担額を適用
人格権・宣伝侵害リスク	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの支払限度額(1事故・保険期間中)を適用	ご契約時に設定いただく業務遂行・施設リスクの自己負担額を適用

※お支払いする保険金の種類によって、別途設定されるものがあります。

この補償では、業務遂行・施設リスク、生産物・完成作業リスクの支払限度額と同額で「総支払限度額」を設定します。この補償でお支払いする保険金の総額は、保険期間を通じて、すべてのリスクに対する支払保険金を合算して総支払限度額を限度とします。ただし、次のオプション特約でお支払いする保険金に対しては、総支払限度額を適用しません。

- 使用者賠償責任補償特約
- 食中毒・特定感染症損害補償特約
- 個人情報漏洩補償特約とこの特約にセットする特約

海外賠償

基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額は同額で設定します。

補償	支払限度額(保険金額)	自己負担額(免責金額)(1事故)
業務遂行・施設リスク	ご契約時に設定いただく下記のいずれかの業務遂行・施設リスクの支払限度額を適用(1事故・保険期間中 1億円、1.5億円、2億円)	設定しません。
生産物・完成作業リスク	ご契約時に設定いただく下記のいずれかの生産物・完成作業リスクの支払限度額を適用(1事故・保険期間中 1億円、1.5億円、2億円)	設定しません。
生産物の回収リスク(リコール費用)	1事故・保険期間中 500万円 ※この限度額は生産物・完成作業リスクの支払限度額に含まれます。	1事故につき、自己負担額10万円 1事故につき、縮小支払割合90%

※お支払いする保険金の種類によって、別途設定されるものがあります。

- 米国・カナダ追加補償特約でお支払いする保険金については、1事故・保険期間中1億円を限度とします。この限度額は業務遂行・施設リスクおよび生産物・完成作業リスクの支払限度額に含まれます。
- 作業対象物損壊補償特約でお支払いする保険金については、保険期間中500万円を限度とします。この限度額は業務遂行・施設リスクの支払限度額に含まれます。

生産物品質補償

基本となる補償に適用される支払限度額・自己負担額は、以下のとおりとなります。

支払限度額(保険金額)	縮小支払割合	自己負担額(免責金額)(1事故)
ご契約時に設定いただく下記のいずれかの支払限度額を適用(1事故・保険期間中 500万円、1,000万円、2,000万円、3,000万円、5,000万円)	保険証券記載の縮小支払割合	保険金額の1%

※お支払いする保険金の種類によって、別途設定されるものがあります。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

2 被保険者の範囲

国内賠償			
補償リスク・自動セット補償・特約	記名被保険者(貴社)	記名被保険者の下請負人	記名被保険者の販売人
業務遂行・施設リスク	○ (役員・従業員を含む)	○ (役員・従業員を含む)	×
生産物・完成作業リスク	○ (役員・従業員を含む)	○ (役員・従業員を含む)	○ (役員・従業員を含む)
人格権・宣伝侵害リスク	○ (役員・従業員を含む)	○ (役員・従業員を含む)	×
対物超過復旧費用補償/増額特約	○ (役員・従業員を含む)	○ (役員・従業員を含む)	生産物・完成作業リスク については ○ (役員・従業員を含む)
作業対象物損壊補償	○ (役員・従業員を含む)	○ (役員・従業員を含む)	×
国外での保険事故一部補償※1	○ (役員・従業員を含む)	○ (役員・従業員を含む)	生産物・完成作業リスク については ○ (役員・従業員を含む)
受託物損害補償/増額特約	○ (役員・従業員を含む)	○ (役員・従業員を含む)	×
リコール限定費用補償/拡張特約	○	×	×
製造業E&O(業務過誤)特約	○	×	×
ブランドイメージ回復費用補償特約	○	×	×
生産物・仕事の目的物損壊補償特約	○ (役員・従業員を含む)	○ (役員・従業員を含む)	○ (役員・従業員を含む)
国外流出生産物危険補償特約	○ (役員・従業員を含む)	×	×
食中毒・特定感染症損害補償特約	○	×	×
使用者賠償責任補償特約	○ (役員・従業員を含む)※2	×	×
個人被保険者用特約※3	×	×	×
サイバーリスクの補償	○ (役員・従業員を含む)	×	×

※1 一時的に国外で行う商談等の営業業務の遂行によって生じた損害については、記名被保険者(役員・従業員を含む)が行うものに限ります。
 ※2 派遣労働者および保険の約款に定める常勤の定義に該当しないパート・アルバイトは除きます。
 ※3 業務遂行・施設リスクについて、記名被保険者の社会貢献活動に従事または参加しているボランティアを被保険者とします。

海外賠償	
補償	被保険者の範囲
業務遂行・施設リスク 生産物・完成作業リスク	①記名被保険者(役員および従業員を含みます。) ②生産物・完成作業リスクによる事故に限り、記名被保険者の販売人(役員および従業員を含みます。)
生産物の回収リスク(リコール費用)	記名被保険者

生産物品質補償	
被保険者の範囲	
記名被保険者	

※特約によって別途設定されるものがあります。

3 補償適用地域

基本となる補償	補償適用地域
国内賠償	日本 ※国外での保険事故一部補償については、日本を除く全世界とします。 ※国外流出生産物危険補償特約をセットした場合は、日本を除く全世界とします。 ※サイバーリスクの補償の特約については、12、25ページをご確認ください。
海外賠償	全世界(日本、アメリカ合衆国、カナダを除く) ※訴訟提起地は、アメリカ合衆国とカナダを除く全世界です。 ※米国・カナダ追加補償特約をセットした場合は、日本を除く全世界となり、訴訟提起地は全世界です。
生産物品質補償	日本 ※輸出生産物補償特約をセットした場合は、全世界とします。

保険金のお支払いは、弊社または弊社の親会社もしくは弊社の最上位の支配会社に関する経済制裁に関する法令または措置を遵守して行うものとします。これら法令または措置には、日本国、国際連合、アメリカ合衆国財務省外国資産管理室(Office of Foreign Assets Control)、ヨーロッパ連合(EU)により行われる制裁措置を含みます。

4 お支払いする保険金

国内賠償

(1) 賠償責任にかかる補償(基本となる補償およびオプション特約)

国内賠償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。



※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

(2) サイバーリスクの補償

① 縮小支払いとなる損害

次のア. からウ. までのいずれかの事由によって生じた損害に対しては、損害額に50%を乗じた金額を保険金として支払います。

- ア. オペレーティングシステムのサポートが終了したパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- イ. セキュリティソフトをインストールしていなかったパソコン等のコンピュータ機器を使用していたこと。
- ウ. パソコン等のコンピュータ機器にパスワードの設定など有効なアクセス制限を実施していなかったこと。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

②お支払いする保険金

保険金の種類 ^{※1}	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟 ^{※2} につき、被保険者が弊社の書面等による同意を得て支出した弁護士費用その他の防御に要する費用
危機管理コンサルティング費用 ^{※3}	危機管理コンサルティング機関が保険事故の発生による悪影響を管理および最小化するために、日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスに関して生じた費用 ^{※4}
危機管理実行費用 ^{※3}	危機管理コンサルティング機関が日本国内において被保険者に提供する危機管理サービスの直接の結果として、被保険者が保険事故の悪影響を管理および最小化する目的で日本国内において負担した次の費用 ^{※5} ①弁護士から助言を受けたことに対する報酬(定期報酬などを除きます) ②個人情報漏洩の原因を調査するための費用 ③被保険者の従業員の超過勤務手当、臨時に生じた通勤交通費、超過勤務に伴う宿泊費、雇用費用 ④電話回線の増設費用、無料通話電話の使用料もしくは通話料または通信業務をコールセンター会社に委託する費用 ⑤お詫び状の作成費用および送付費用 ⑥見舞金・見舞品費用 ⑦見舞金・見舞品の送付費用 ⑧新聞に謝罪広告を掲載する費用 ⑨記者会見の開催に要する費用
サイバー攻撃対応費用 ^{※6}	サイバー攻撃対応コンサルティングに対して、被保険者が支払う報酬 ^{※7}

※1 求償権保全費用、協力費用、訴訟対応費用もお支払いの対象です。24ページをご確認ください。
 ただし、サイバー攻撃対応費用補償特約では、サイバー攻撃対応費用のみがお支払い対象となります。
 ※2 損害賠償責任に関する争訟とは、訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。
 ※3 危機管理コンサルティング費用および危機管理実行費用は、個人情報漏洩が発覚した場合に支払われます。
 ※4 個人情報漏洩が発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた費用で、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。
 ※5 個人情報漏洩が発覚した日からその日を含めて180日以内に生じた費用に限り、弊社が妥当かつ必要と認めたものをいいます。
 ただし、日本国外で行われた危機管理業務に対して支払う報酬、費用等を除きます。
 ※6 サイバー攻撃対応費用補償特約がセットされた場合のみ、お支払いの対象です。
 ※7 弊社が妥当かつ必要であると認めたものをいいます。

海外賠償	
保険金の種類	概要
損害賠償金	被害者(損害賠償請求権者)に対して支払う損害賠償金
損害防止費用	事故による損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のための必要または有益な費用
求償権保全費用	他人に損害の賠償請求または求償をすることができる場合におけるその権利の保全または行使のための必要または有益な費用
緊急措置費用	事故による損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合における応急手当、護送、治療等の被害者に対する緊急に必要な措置に要した費用
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために要した費用
争訟費用	損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停、和解等)のために支出した弁護士費用などの防御に要する費用
訴訟対応費用 (1事故300万円限度)	損害賠償請求訴訟に対応するために、裁判所に提出する文書や意見書・鑑定書の作成費用、事故再現実験費用、従業員の超過勤務手当などの社会通念上妥当な費用
被害者治療等費用 (被害者1名10万円限度・1事故300万円限度)	仕事の遂行または海外対象施設に起因して身体障害が発生した被害者の治療費用や葬儀費用など(事故日から1年以内に生じた費用に限り。)
リコール費用 (1事故・保険期間中500万円限度、自己負担額:1事故につき10万円、縮小支払割合:1事故につき90%)	回収の実施に伴い負担する次の費用 ①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用 ^{※1} ③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、ブース、オペレーター等のコールセンター設置費用 ④被保険者と消費者または納品先との間で生産物 ^{※2} の回収および代替品の送付に要した費用 ⑤回収した生産物 ^{※2} の一時的な保管のために臨時に借用する倉庫等の施設の賃借費用 ⑥回収した生産物 ^{※2} の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。 ⑦回収等の実施により生じる人件費 ^{※3} 、出張費および宿泊費 ^{※4}

※1 文書の作成費および封筒代を含みます。
 ※2 生産物が原材料または部品として他の財物の一部を構成する場合は、その財物全体をいいます。
 ※3 超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。
 ※4 旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。
 ※支出にあたり、事前に弊社の同意が必要な費用もありますのでご注意ください。

生産物品質補償

生産物品質補償でお支払いする保険金は、以下のとおりとなります。なお、オプション特約によっては、お支払いする保険金の種類が異なる場合があります。

費用の種類	概要
①回収等費用	被保険者が支出した次に掲げる合理的かつ妥当な費用をいいます。 ア. 社告掲載費用 イ. コールセンター設置費用 ウ. 通信費用 エ. 輸送費用 オ. 事故の生じた生産物について、領収済みの対価を消費者や納品先に返還する場合、その原価。ただし、領収済みの対価を返還せず、事故の生じた生産物を再加工または再包装して提供する場合はその再加工または再包装に要した費用、または事故の生じた生産物の代替品を提供する場合、その原価。 カ. 一時保管施設の賃借料 キ. 廃棄費用 ク. 人件費 ケ. 出張費および宿泊費 コ. 回収等の実施により生じる費用で、弊社が特に必要と認めたもの
②喪失利益	被保険者の営業収益が事故により減少しなかったならば得られていたであろう営業利益をいいます。なお、喪失利益は「事故がなければ得られていたであろう見込営業収益」から「補償期間中に計上された営業収益」を差し引いた残額に、「直近会計年度の営業利益率」を乗じて得た額とします。なお、被保険者の営業に特殊な事情があった場合または著しく趨勢が変化した場合 ^{※1} は、弊社は、被保険者と協議による合意に基づき、「採用すべき見込営業収益」または「直近会計年度の営業利益率」について公正な調整を行うものとします。
③安全宣言費用	事故によって失った生産物の信頼度を回復させるために、補償適用地域内に向けて行われた事故の生じた生産物に関する安全対策または品質管理改善を施した旨の宣伝または広告活動等に対して、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限り。なお、販売推進を主な目的とした宣伝または広告に要した費用は除きます。
④事業活動維持費用	事故に起因する損害を軽減し、事故発生前の事業活動状態へ復旧するために、または事故発生前と同等な事業活動を極力維持するために被保険者が支出した清掃費、消毒・殺菌費用、人件費等の合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限り。なお、次の費用は除きます。 ア. 機械設備、什器(じゅうき)、備品、不動産等の資産の取得にかかる費用 イ. 再発防止のための生産物の設計または仕様の変更に要する費用
⑤専門家相談費用	回収等にかかる対応を行うために、被保険者が広報または危機管理その他の専門知識を有する第三者から助言またはコンサルティング等を受けたことにより支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限り。なお、この保険契約で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。
⑥検査分析費用	事故の事実等にかかる確認または調査を行うために、第三者の調査機関による検査、分析等に対して被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用 ^{※2} をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限り。なお、この保険契約で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。
⑦争訟費用 (生産物品質保険用) (1事故・保険期間中300万円限度)	回収等にかかる責任の有無および割合、その方法または金額等にかかる争訟 ^{※3} ※4について、被保険者が支出した合理的かつ妥当な費用をいいます。ただし、弊社があらかじめ承認したものに限り。なお、この保険契約で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。

※1 合併、会社分割、事業の譲渡または譲受け、株式交換、株式移転等の組織再編、決算期の変更、自然災害または天候・消費者の嗜好の変化もしくは経済情勢の急激な変動等をいいます。
 ※2 納品先が使用製品を市場から回収する場合において、その納品先が被保険者に請求した費用を含みます。ただし、本来被保険者が支出すべきであったと認められる費用に限り。なお、この保険契約で保険金支払対象となる事故でないことが判明した場合であっても、弊社は、その時点で既に発生していた費用に対しては保険金を支払います。
 ※3 訴訟、仲裁、調停または和解等をいい、①～⑥に規定する損害について、被保険者が第三者に賠償請求を行った場合または被保険者が第三者から賠償請求を受けた場合をいいます。
 ※4 消費者およびそれらを代表するものとの争訟を除きます。

ご契約の条件等 ご注意いただくこと

5 保険金をお支払いできない主な場合(基本補償共通)

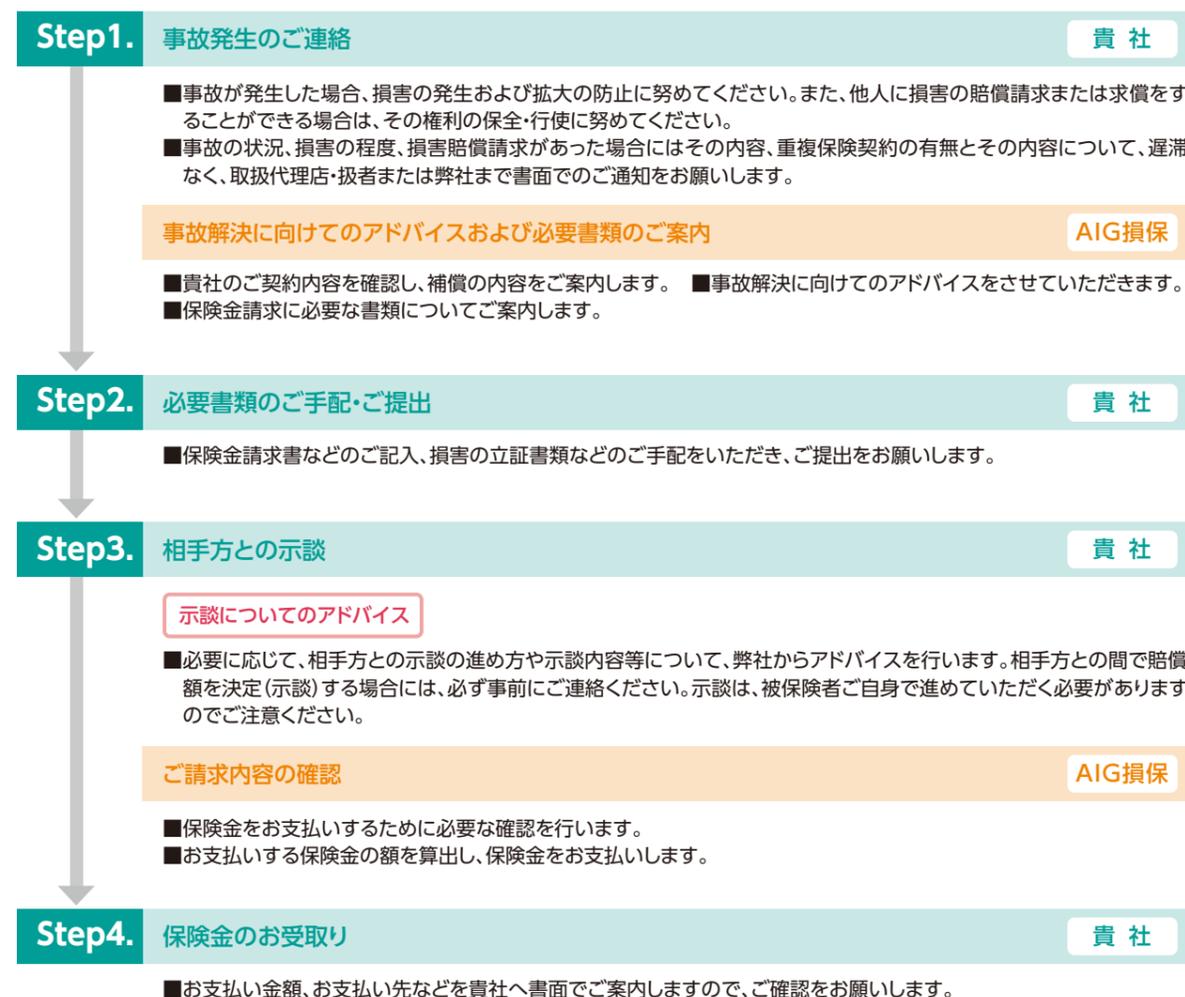
- 保険契約者または被保険者の故意
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)等の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用もしくはこれらの特性

など

6 事故が発生した場合

保険金お支払いまでの流れ

事故のご連絡をいただいてから、保険金をお支払いするまでの一般的な流れは次のとおりです。



用語のご説明 このパンフレットで使用される用語のご説明は、以下のとおりとなります。

共通		
き	記名被保険者	保険証券の記名被保険者欄に記載された者をいいます。
ち	重複保険契約	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ひ	被保険者	記名被保険者およびこの保険契約にセットされた特別約款または特約において被保険者として規定された者をいいます。
ほ	保険期間	保険証券に保険期間として記載された期間をいいます。
	保険事故	この保険契約にセットされた特別約款または特約のそれぞれに保険事故として規定するものをいいます。

国内賠償・海外賠償共通		
い	1事故*	発生時間、発生場所または被害者もしくは損害賠償請求の数を問わず、同一の原因または事由から発生した一連の保険事故をいいます。
か	回収措置	保険事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、保険事故による損害の拡大または他の保険事故の発生を防止するために、欠陥があるまたはその疑いがある生産物または仕事の結果を回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄することまたはその他の適切な措置をいいます。
	回収等	保険事故による損害の拡大または同一の原因による他の保険事故の発生を防止するために行われる生産物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。
こ	国外流出生産物	被保険者が日本国内における使用もしくは消費を目的として販売または供給した生産物のうち、被保険者以外の者により日本国外に持ち出された生産物をいいます。ただし、被保険者以外の者(注)が自己使用の目的をもって一時的に日本国外へ持ち出した生産物を除きます。(注)日本国内に住所を有する者に限ります。
し	従業員*	仕事に従事する者で、被保険者から賃金の支払を受ける者をいいます。また、被保険者の指揮命令に基づき仕事を遂行する派遣労働者、受入れた出向者およびインターンを含みます。
そ	損壊	滅失(注1)、破損(注2)または汚損(注3)をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。(注1)財物とその財物としての物理的存在を失うことをいいます。(注2)財物が物理的、化学的または生物学的な変化によりその財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。(注3)財物が汚染されたこと、または欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組み込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少することをいいます。
た	対人・対物事故	対人事故とは、他人の身体に障害(傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。)を生じさせる事故をいい、対物事故とは、他人の財物に損壊を生じさせる事故をいいます。これらをあわせて、対人・対物事故といいます。
は	販売人	生産物の通常の供給または販売を行う者のうち、記名被保険者との間で販売委託契約または売買契約を直接締結している者(注)をいいます。(注)直接または間接を問わず、これらの者の株式の過半数を所有する者を含みます。
や	役員	理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいい、執行役員を含みます。

*使用者賠償責任補償特約およびサイバーリスクの補償の特約では、定義が異なります。

国内賠償		
け	現金・貴重品	貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物をいいます。
こ	構内専用車	公道以外で使用目的で設計され、人荷を輸送することを主たる用途または機能とする自動車または車両をいいます。ただし、公道を運行中のものを含まません。
さ	財物の損壊を伴わない使用不能	他人の財物(注1)の損壊を発生させることなく、一部であると全部であるとを問わず、他人が使用不能(注2)による損害(注3)を被ったことをいいます。ただし、生産物・完成作業リスクによって生じた損害については、生産物または仕事の結果そのものに損壊(注4)が発生した場合に限ります。(注1)生産物自体または仕事の結果そのものを除きます。(注2)財物が通常有している機能、用途または利用価値が阻害された状態にあることをいいます。(注3)逸失利益または事業の中断による損害に限ります。(注4)欠陥があるもしくは本来の用途に適さない生産物が他の財物に混入、組み込みまたは装着されたことによって、その財物本来の経済的価値が客観的に減少した場合を含みません。

用語のご説明

国内賠償

さ	作業現場	被保険者が建設工事以外の仕事を行っている場所をいい、その仕事の遂行のために所有、使用または管理する仮施設(注)を含みます。なお、いかなる場合も被保険者の常設の事業用施設を除きます。 (注)臨時に設置される事務所、資材置場、寄宿舎等をいいます。
	作業対象物	工事場内または作業現場内における被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分(注)をいいます。 (注)他人が所有するものに限りません。
し	施設※1	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産(注1)または記名被保険者の仕事のために被保険者が所有、使用もしくは管理する不動産および動産(注1)をいいます。ただし、記名被保険者が住居として使用する建物(注2)およびそれに収容される動産を除きます。 (注1)記名被保険者が所有または借用する社員寮、研修所もしくは保養所等の不動産および動産を含みます。 (注2)住宅と非住宅部分が同一の建物にある場合は、住宅として使用されている区画とします。
	下請負人※2	次の者をいいます。ただし、生産物に使用される材料、資材、装置、部品その他販売促進用品類を製造、販売、取扱いもしくは供給する者または警備、交通誘導を主たる業務とする者を除きます。 ア. もっぱら仕事の用に供する施設内において、記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき、仕事を遂行する者 イ. 記名被保険者と直接締結された請負契約または業務委託契約に基づき(注1)、記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の配達または運搬を行う者 ウ. 記名被保険者と締結された請負契約または業務委託契約に基づき、記名被保険者が製造、販売、取扱いまたは供給する財物の取付け、設置、保守、調整、修理もしくは交換を行う者(注2) エ. ア.からウ.までに該当しない者で、記名被保険者と締結された下請契約に基づき、仕事を遂行する請負人(注2) (注1)必要に応じてその都度交わされる請負契約または業務委託契約に基づく場合を除きます。 (注2)数次の請負または業務委託によって仕事を遂行する者は、記名被保険者との間の契約の有無にかかわらず、その請負人または業務の受託者を含むものとします。
	受託物	仕事の遂行に伴い、被保険者が借用または保管(注1)する他人の財物をいいます。なお、記名被保険者が所有、使用または管理する建物内における来訪者が所持する財物(注2)の損壊、紛失または盗取・詐取について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合には、その財物(注2)を受託物とみなします。 (注1)現実にもしくは実質的に占有する状態を含みます。 (注2)現金・貴重品を除きます。
	人格権・宣伝侵害行為	仕事に関して行われた次の権利侵害または不当行為をいいます。 ア. 不当な身体拘束による他人の自由または名誉の侵害 イ. 口頭、文書、図画によるまたはウェブ上の公表もしくは広告宣伝によって行われる他人のプライバシーの侵害または他人に対する誹謗・中傷(注1) ウ. 広告宣伝による他人の著作権、標題または標語(注2)の侵害 (注1)他人の商品またはサービスの誹謗・中傷を含みます。 (注2)特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
せ	生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物(注1)(注2)をいいます。 ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ. 事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 (注1)その物の適合性、品質、耐久性、性能もしくは効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容(注3)を含みます。 (注2)物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 (注3)警告または指示を怠った場合を含みます。
	製造・販売業務	次の業務をいいます。 ア. 財物の製造、組立または加工等に関わる一連の工程における業務をいい、これらに付随して生じる事務作業、財物の保管または廃棄物の処理、排水、排気等を含みます。ただし、建設工事を除きます。 イ. 財物を販売または提供する業務(注)をいい、これらに付随して行う事務作業、運送、営業活動を含みます。 (注)役務のみを販売または提供する業務を含みません。
	専門職業務	次の業務をいいます。 ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、疾病の予防、助産または死体の検案など イ. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示など ウ. あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師等がその資格に基づいて行う施術 エ. 法令により、建築士、土地家屋調査士、測量士以外の者が行うことを禁じられている専門的な行為 オ. 身体の理容、美容、エステティックその他これらに類似の行為 カ. 所定の資格を有しない者が行うア.からオ.までに規定する業務

※1 食中毒・特定感染症損害補償特約では定義が異なります。

※2 使用者賠償責任補償特約では定義が異なります。

国内賠償

り	リコール限定費用	①新聞、雑誌、テレビ、ラジオまたはこれらに準じる媒体による社告費用 ②電話、ファクシミリ、郵便等による通信費用(注1) ③消費者からの問い合わせに対応するために設置する電話回線、プース、オペレーター等のコールセンター設置費用 ④被保険者と消費者または納品先との間で生産物(注2)の回収および代替品の送付に要した費用 ⑤回収した生産物(注2)の一時的な保管を目的として臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用。この場合において、<用語の定義>「施設」の規定を適用しません。 ⑥回収した生産物(注2)の廃棄費用。なお、廃棄費用には廃棄に要する輸送費用を含みます。 ⑦回収等の実施により生じる人件費(注3)、出張費および宿泊費(注4) (注1)文書の作成費および封筒代を含みます。 (注2)生産物が原材料または部品として財物の一部を構成する場合は、その財物全体とします。 (注3)超過勤務手当および臨時雇用費用をいい、派遣受入れ費用を含みます。 (注4)旅費規程等で定められた額を限度とし、旅費規程等がない場合は合理的かつ妥当な範囲とします。
---	----------	---

海外賠償

か	海外対象施設	記名被保険者が仕事の遂行のために日本国外において所有、使用または管理する次に掲げる施設(注)をいいます。 ア. 見本市、博覧会、展示会またはそれらに類似の催事において設営されるプース、展示区画等の仮設の施設 イ. 記名被保険者が占有し、現実に使用している施設で上記ア以外のもの。ただし、子会社または関連会社が占有し、使用している施設を含みません。 (注)施設には敷地内における動産および不動産を含みます。
	関連会社	記名被保険者が株式の20%以上を所有する会社をいいます。

せ	生産物	仕事に関連して、次に掲げる者が製造、販売、取扱い、供給または処分したすべての物(注1)(注2)をいいます。なお、国外流出生産物はこれに含まれるものとします。(注3) ア. 記名被保険者 イ. 記名被保険者の代理としてまたは記名被保険者の委託に基づいて、記名被保険者の名を用いて業務を行う者 ウ. 事業の全部または一部を記名被保険者に売却または譲渡した者 (注1)その物の適合性、品質、耐久性、性能または効用に関する保証または表示の内容および警告または指示の内容(注4)を含みます。 (注2)保険証券の記名被保険者の生産物・完成作業欄に記載され、保険証券の保険料の算出基礎欄記載の保険料算出基礎数字の対象となる生産物をいいます。 (注3)物の引渡しの際にその物の設置、取付け等の作業を伴う場合は、その作業にかかる仕事の結果を含みません。 (注4)警告または指示を怠った場合を含みます。
---	-----	--

と	特定業務	次に掲げる業務(注)をいいます。 ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、介護、疾病の予防、助産または死体の検案その他これらに類似の行為 イ. 医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与その他これらに類似の行為 ウ. 身体の理容、美容、エステティックその他これらに類似の行為 エ. 按摩(あんま)、マッサージ、鍼灸、接骨、整骨その他これらに類似の行為 オ. 建築、土木もしくはプラントエンジニアリングに関する設計、調達、施工および管理または建築物・構築物等の解体もしくは撤去 カ. 土地または家屋に関する調査、測量および鑑定 キ. 機械・器具の設置にかかる作業。ただし、記名被保険者が製造または販売する生産物を据付、設置もしくは交換する場合の作業を除きます。 (注)これらの業務には、それぞれの業務に関連する助言または指示を含みます。
---	------	--

生産物品質補償

い	1事故	同一の原因による事故は、発生の時または発生の場所を問わず、1事故とみなします。ただし、第三者による異物混入については、同一の犯人または同一の犯人グループの害意ある行為による場合および既に発生した第三者による異物混入事故の模倣事故と弊社が判断する場合を含むものとします。
	異物混入	生産物に本来含有されるべきではないものが混入または付着することをいいます。なお、製品規格書等で予定された量を超えた原材料の含有は、異物混入とはみなしません。
	異物混入脅迫	生産物に異物混入を行う、または異物混入を行ったとの内容の、書面その他の通信方法または口頭等による脅迫行為をいいます。

し	使用製品	生産物の全部または一部を使用して、第三者が製造、加工または調理して販売または供給する製品をいいます。
---	------	--

せ	生産物	被保険者が製造、加工、調理、包装、販売または供給(注1)を行った補償適用地域内にある保険証券記載の財物(注2)(注3)をいいます。 (注1)これらの過程にあるものを含み、いかなる場合も製造、加工、調理、包装またはラベル等の貼付けに着手していない生体および植物を除きます。 (注2)容器・包装は含みません。 (注3)保険証券記載の保険料算出基礎数字の対象となるものをいいます。
---	-----	--

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問い合わせ・お申し込みは